国民年金保険料控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告をするときに必要です。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

10月下旬から11月上旬に納付額を証明するはがきが日本年金機構から送付されます。証明内容は、本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付額です。

年の途中から国民年金に加入した方や、10月以降に初めて保険料を納めた方は、来年1月下旬に同様の証明書が送付されます。この証明書は年末調整や確定申告の際に必要な添付書類ですので、紛失しないように気をつけてください。紛失してしまった場合や届いていない場合は、再発行が可能ですのでご相談ください。

控除証明書専用ダイヤル

☎0570(070)117

※IP電話等からは

☎03(6700)1130

受付期間

11月1日(月)～平成23年3月15日(火)

受付時間

・月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※月曜日(休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付

※第2土曜日

午前9時30分～午後4時

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎(84)1214

人権について考えよう！ 第62回人権週間

◎あなたの人権は守られていますか。

◎他人の人権を侵していませんか。

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、全国で講習会・映画会・特設相談所の開設などが行われています。みなさんが「これは人権問題では？」と感じたり、困りごとや心配ごと、また、子供のいじめ問題での悩み等がありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談

◎人権擁護委員

とき 12月14日(火)

午後1時30分～4時

ところ 文化会館

◎法務局

とき 12月6日(月)～10日(金)午前9時～正午、午後1時～3時

ところ 千葉地方法務局匝瑳支局

定例相談

開催日 毎月第2・4火曜日

午後1時30分～4時

ところ

第2火曜日 文化会館

第4火曜日 町民会館

◆問い合わせ

住民課住民班

☎(84)1214

千葉地方法務局匝瑳支局

☎(72)0334

～税務署から～

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更に！

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたのでお知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしてください。

この取扱いの変更対象となる方や所得税還付の手続きは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、早めの手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

◆問い合わせ

東金税務署

☎0475(52)3121

自動音声案内に従い、「0」を選択してください。